

## 一 資料紹介

### 仁和寺 諸寺縁起四種

建築・絵画・古文書室

#### — 仁和寺研究余滴 —

昭和三十三年度より向う数ヶ年の計画で、研究所の右三部門が主体となり、仁和寺の研究に着手、今年度は特に文献資料の蒐集に全力を注ぐこととし、同年十一月より一週間宛三回にわたつて仁和寺所蔵の古文書・記録等の調査を行った。今回調査の対象としたのは御経蔵・塔中蔵の一部で、霊宝館のものは全く手を触れ得なかつた。調査の重点を置いたのは仁和寺史研究上特に重要な古文書、記録、寺誌（縁起を含む）、絵図、画像等で、その他の經典聖教類には殆ど手を着けることが出来なかつた。又古文書、記録等についても、調査しえなかつたものは極めて多く、三十四年度以降も調査を継続して文献資料の蒐集に努めると共に、これと併行して研究を進める予定である。

過去三回の調査によつて、未公刊の仁和寺諸記録類多数を調査収録すると共に、さらに学界未紹介の中世以前の古文書四百余通を発見し、これが整理調査に当つたのを始め、画像・儀軌等にも心算系統のものが数多く蔵されていることを確め、又現在の仁和寺とは直接関係もないが、金峰山・当麻寺等の諸寺の縁起の貴重な古写本や、明恵上人の高山寺における庵室の指図等をも発見すると思わざる副産を得ることができた。このうち明恵上人の高山寺庵室指図に関しては、本号

に建築研究室杉山技官から詳細な研究と共に報告が行われた。ここではさらに、直接仁和寺に関係はないが内容的にも興味があり、書写年代の古い金峰山、当麻寺、明通寺、橘寺の四つの縁起類を選んで全文を紹介することにした。「この調査は昭和三十三年度文部省科学研究費交付金（機関研究）を得た研究題目「古文獻資料の調査研究并に写真による資料の蒐集」の一環として行つたものである。」

#### 一 金峰山本縁起 一 卷

紙本墨書、卷子本、平安後期（長承二年）写本  
縦 27.5 cm 紙数 2 紙（塔中蔵第四四箱の中）

この縁起は熊野から吉野に至る大峯山上の宿を中心に、ごく簡単な縁起が記されている。宿の数は「一百二十□」とあるが、実際に記載されているのは八十一ヶ所に過ぎない。この宿所の数および名前については「証菩提山等縁起」（日本大蔵経所収）とも相違が見られる。本書の類品は少くとも刊本には見られず、しかもその成立は奥書からも知られる如く長承二年（1133）以前で、金峯山乃至大峯山関係史料としては最も古いものの一つとして注目すべきものと考えられる。な

お本書の宿名には振仮名のあるものもあるが、これはすべて収めた。句読点は原本には見られないが、便宜上筆者が加えたものである。巻首に「心蓮院」巻末に「仁和寺、心蓮院」の長方朱印がある。表紙および軸は後世の修理によるものである。

金峯山木縁起

□

大峯宿員 凡一百二十□

但仏生国也、熊野権現者彼国□□赤日本三菩

提峯頭、於此又并顯熊野ノ権現ト示リ、行者

金峯山木縁起(巻首)

権現ニ奉問、権現夢ニ告曰ク、此峯□百廿ノ宿所アリ、汝未知哉、我汝ニ示サント、

熊野山宿 西方峯と 粟谷と 八重と 備別所と  
吹越之と 相ノ西と 山西と 黒坂と 烏摩馬と  
垂子と 金剛田輪と般若と 安日と 水飲と  
湯甲井と 玉水と 今玉来ノ宇河と 道ノ氣と 村尾と  
恩智と 有□処也 林と星と 霧と 高座と  
行道 今タフケ 八重と 苔薨輪と今馳と 雨来と  
瑠璃と 覚輪と 寄と 五胡と 塔印と  
智恵と □タカミ 池峯と 三ノ胡と今ハ多宝と今持経者也  
箱と今篠と 朴と 又如来ノ小篠と 又覚輪 法ノ詮 今池と  
深田輪と 仙行寺と 或清と 今神仙と 空鉢と 今劔塚  
深五ノ葉と 木名十 教経と 今楊枝 中就と 今禪師返 験法と 今大  
車路と 木名大乘 教法と 今似嶽 池と 今野 熊野 皮麦と  
小池と 横尾と 智恵と 今小行者 劔御山と  
坪風と 児宿也 七池と 小宿と 又脇と 大篠と  
五大尊と 今ハ小篠又ヲカセ 行仙と 津詠と 今神 福山 涌宿 御所也  
鑑懸と 石ノ林と 今鞍懸 智ノ有と 今寺御恩 老仙と 今祇園  
観音と 今七高 大久と 今無尾ノ助野と 竜熟と 守屋 法浄仙と 今青篠

金 峯 山 本 縁 起 (卷 末)

鈴光三童子 当就仙スミキと今樁大門イマヅク浄 戒経仙ケイキョウと今稜野イマハ 長峯  
法成老ホウセイと今河西イマカハ 又王熟仙オウジュクと

役行者七生行人、七生之度金剛蔵王クワンヲ奉顕行、

又大峯奉立千塔供養、埋大日ノ峯ト申ス、其塔ノ講師

大唐海岸寺ノ北斗和尚ト中夷大師、其日ノ読師、伊与国

人智延大師、大唐卅人仙人之中第三之仙人云々、

(舟)舟生大明神示現大師其言曰、

本躰盧遮那 安住法性古 利生如一子 故現婦女身云々、

長承二年二月十二日写了

執筆僧(花押)

(別筆)「両山峯先達行延」

一 二 当 麻 寺 縁 起

一帖

紙本墨書、折本装、室町初期写本

縦 22.2cm 横 14.0cm 紙数 8 枚 (16 折) (御経蔵第九三箱の中)

卷首三折に、「書札礼事」を写し、それに引続いて「当麻寺縁起」が写されている。この両者は別筆で、前者を記した残の紙をそのまま利用したものである。卷首の「書札礼事」は弘安八年十二月二十二日に定められた「弘安礼節」の一部で、同書の「書札礼之事」の前半部に当る。この部分の書写は書風から推して南北朝時代頃のものと同定される。これは弘安礼節のごく一部分の写しに過ぎないが、同書の古写

本の一つということが出来る。

当麻寺縁起は「書札礼事」の書写より稍下つた時代の写しと考えられ、南北朝乃至室町時代初期頃のものとして推定される。本書巻末には、建長五年四月二十五日に京都四条坊門西洞院において書写した旨の写本奥書があり、この縁起の成立はそれ以前なることを示している。更に末尾には「付私云以此本大曼陀羅堂為修理之勸進帳」とあり、本縁起が作られたのは当麻寺大曼陀羅堂修理の勸進帳としてであつたことを示している。建長以前に行われた曼陀羅堂の修理で時期の明なのは仁治三年の大修理であり、本縁起が作られたのはこの時と考えて差支えないであろう。

管見の範囲では刊行されている当麻寺縁起又は当麻曼陀羅縁起は勿論、それ以外のものでも、本書の類品は見られない。それ故本書の全文を紹介することはあながち無意味なことではないと思うので、あえてここに掲げることにした。なお本書にはまま振仮名、送仮名、返点に加えられているが、ここでは割愛することにした。句読点は原本には見られないが、便宜上筆者が加えたものである。

〔表紙表題〕  
「大和国当麻寺縁起」

書札礼事 亀山院御執政之時比定之

- 一 大臣奉執柄居所 恐惶謹言 遣大納言官判 謹言
- 一 遣参議散二位三位無上所 遣藏人頭 可被之状如件
- 遣雲客可被之 或二合 遣大外記大夫史 奉書

一大納言奉親王誠恐謹言人々御中 奉執柄 同親王

奉大臣上啓 恐惶謹言 遣中納言恐々謹言 遣参議散二位

三位謹言 遣藏人頭無上所名字 遣四位雲客状如件

遣五位雲客判 遣地下諸大夫四位五位 同五位

遣五位外記史判 可被之状如件

一中納言奉親王某恐惶謹言 奉執柄 同親王 奉大臣言上所 某恐惶謹言

遣大納言謹上執啓 遣参議散二位三位 謹言 遣藏人頭無上所 執達如件

遣四位雲客 同藏人頭 遣五位雲客判 遣地下諸大夫四位 状如件

遣五位外記史判 可被之状如件

一 参議散二位三位奉大臣某恐惶謹言 或子息 奉大納言言上所 謹言

奉中納言執啓 遣藏人頭謹上 遣四位雲客 同藏人頭

遣五位雲客無上所 遣地下諸大夫四位 状如件 遣五位外記史可被之状 如件判

一 藏人頭奉大臣以此旨可令洩申給候 奉大納言言上所 進上言上 誠恐謹言

奉中納言謹言上啓 遣参議 散二位三位 執啓 恐々謹言

大和国当麻寺縁起

一 当麻寺実名禪林寺

右当寺者、用明天皇第三御子鷹子親王建立之伽藍也、粗勘流記、聖徳太子鷹子親王者分形氣之兄弟也、忝以親昵之儀重、互談真俗之深理、即太子勸云、仏日流西、梵風扇東、以来漢土白馬寺教釈伝辰旦之也、

我朝青竜地仏法弘日本源也、当知伽藍者三宝依処、精舍者万善根元者歟、唯願且為紹隆三宝、且為濟度群生、速建立当塔、宜興行仏法云々、因之親王依父子孝命、推古天皇二十年<sup>歲末</sup>、經奏聞下宣旨、其状云、因維法隆寺宜為御願寺、其後疑信心始土木宮、傾産<sup>レ</sup>終成風之功、金堂、講堂、鐘樓、經藏、二基廟、三面僧房、宝藏、大門等皆悉造立供養畢、又別奉鑄救<sup>(世カ)</sup>觀音形像一軀、被安置<sup>(寺)</sup>庫、即以寺号方法藏院矣、一以当寺遷作他所事、右建立之後經六十一年、天武天皇御宇白鳳二季<sup>西</sup>鷹子親王忽感靈夢、早改彼伽藍可遷作于役行者練行之砌云々、親王夢驚神動吉凶難測、宜顯有<sup>レ</sup>以瑞夢之趣、達明君之聞、忝降柴泥之新命、宜花界之旧蹤<sup>云々</sup>、親王即相伴勅使三品 刑部卿親王<sup>天武天皇 第九皇子</sup>、尋致役行者之庭、爰行者聞夢想之旨、拭隨喜之淚、披勅宣之状、含感歎之咲、永以此勝地奉施彼伽藍、山水蓄奇、草樹含異、時処相応、感応道交者歟<sup>云々</sup>、仍親王速欲果<sup>(造カ)</sup>寺之願之処、去朱雀元年<sup>壬申</sup>五月日、大友大政大臣争王位起謀叛、天皇廻計帷帳之中、得勝於万里之外、然而余氣未盡、一天不謐之間、造營志自然遲<sup>レ</sup>遂乃始自白鳳十四年<sup>辛巳</sup>二月十五日、至千同白鳳十六年<sup>乙酉</sup>、經首尾五年堂塔僧房等、如經始之昔、漸企成<sup>レ</sup>之功、終安滿月尊、但今度金堂丈六金色弥勒井土像也、御身中奉納金銅一揅半孔雀明王像一軀、此仏像行者多年御本尊也、兼又今度被副安置四天王像一軀者、依役行者祈願力、自白濟國渡万里煙浪、忽然飛來給<sup>云々</sup>、又金堂前有一言主神明座石、行者於此石砌、久勤修<sup>(孔脱カ)</sup>雀明王秘法、令祈念興隆仏法利益衆生願、以高麗國惠觀僧正、為開眼導師、調供養之儀、道具驚眼、沈壇飛煙、苔藓黝色、欲色諸天悉集、人類庶類無編、鄭重不可得講、于時役行者自金剛山來法會庭、言在家高

諸寺縁起 四種

祖兩人、即高賀茂老翁間駕介鷹子是也、二同姓自專渡都岐鷹子是也<sup>云々</sup>、私領山林田畠數百町、永令施入当寺事畢、<sup>爰致</sup>実我等是四衆婦依之濫觴也、抑又非一天興隆之道場哉<sup>矣</sup>、一当寺極樂之曼荼羅事、右当寺寂初建立之後、送百五十二歲星霜、大炊天皇御宇<sup>人代四十七王、天武天皇孫</sup>、一品舍人親王第七子、号淡路癡帝、有子細、有一臣下、世号横佩大納言尹統朝臣、賢知世之神才也、在鐘愛女、被養倚窓中、長于羅帳之下、其性清素不染紅塵、輕人間榮耀、志偏通<sup>(宿カ)</sup>弥陀願海、事林下幽閑、深<sup>レ</sup>安養之煙霞、自書写称讚浄土經一千卷、開題講揚被安置宝藏、記文不改露点猶鮮、其後天平宝字七年<sup>癸卯</sup>六月十五日、落蒼花婦仏乘、抽丹心祈菩提、親臨道場、殊立誓約、我若無見生身弥陀、永不出伽藍之門闌、更契七日光臨、專期滿月照臨、懇念不緩、匪石之誠至深、冥庇無暗、明鏡感蓋及、然間同月廿日酉剋、一尼忽然化來、容色鮮<sup>(上カ)</sup>袂覆竊相示云、倩見懇歎之儀、不堪感歎之思、汝年來為顯仏像、頗雖集蓮糸、機感未熟誓願如虛、速欲見九品之教主、重宜相儲百駄<sup>(運カ)</sup>茎、仏種者必從因縁生起故也<sup>云々</sup>、本願禪尼見聞此事、踊躍雖余身隨喜徹骨、仍注化人之告、驚聖王聽、忝垂叡感紹命、即忍海連承宣旨、催廻蓮茎、於近國中纒經一兩日、九十餘駄之蓮出來、化人自折蓮茎、繆出乱糸克調糸、已始堀清井、水湛之浪溶々、臨水濯糸、其色自然五色、傍人觀之莫不差歎、至同廿二日之夕、有女人化來、容貞端嚴、不可得称、女人同化尼、聞導蓮糸已被調得哉如何、容々余也、即捧糸授之、因茲化女執藁二把、浸油二升、用為燈燭、至道場乾之角、戌終至寅始三更之間、巧懸蓮糸於機上、織顯仏像夜中畢、以竹為軸<sup>相伝云無節 一兩節同所云</sup>、織女敬頂戴於一丈五尺曼陀羅、以奉懸化尼願主兩人之前、其後女人如電光消不知

行方、化尼依觀無量壽經誠說、開旨大曼陀羅幽旨、觀夫曼茶羅莊嚴奇麗嚴飾也、貫珠定惠解之光、五輝申金似瑩紫摩黃金之色映日、南之縁一經發化之序分也、禁母之往蹤歷之如見、此縁者三昧正受旨婦也、善男女之觀門、明々無暗、仰中台者即四十八願莊嚴之淨土皓然于眼前、顧下方又上中品來迎花台、于心中森羅、是則弥彌知願之力遷他力於日域之雲、大聖定惠之德、西土於南浮之堺、当知一塵法界本來無導、大小長短豈論定相、今希有而得見、誰不生難遭之想、何商暫被当機、而示現応相而已乎、即是遙期遐代而宜施利生、重作四句之偈頌、密示二重之往縁、往昔遂葉說法所、今來法基作仏事、卿懇西方、故我来、一入是場永離苦、当知此処即古仏経行之庭、靈仙窟宅之境也、朝野遠近懸持於曼陀荼者、老少尊早運歩於伽藍者、自除災与楽之達望、至浄土菩提之深益、機縁雖臨仰而不虚、于時本願禪尼、且正拜生身御応相、且委受化人之教訓、泣願宿願純熟、伏喜仏陀之加被、嗚呼妄想障重本雖隔望、於安養之砌而見感深、今落涙於未曾有之境、從今日至成仏、輕命而專可守、鏤骨而豈敢忘、抑我善知識何所来乎、又彼織女誰人乎、化尼容々汝不知乎、我身是西方極楽世界の教主也、織女即我左脇弟子観音大井也、以本願力古来令安慰汝也、出離生死之期已得境、往生極楽之行茲可足、深知慈恩、可報仏徳、如此再三相語懇勸也、其深也、其後化尼指西方入瓢雲畢、方今願主魂悦忽思悄然、禪容去無歸、只寄思於西刹蓮台雲、慈訓留多殘、濕袂於東垂蓬屋之曉露、唯願懺今生永離之愁、為浄土再会之縁、余降曼陀羅之名称広聞異邦、靈像之帰依普及諸憂、況乎禪尼瞻仰之窓前秋月已老、観想之床上春風幾廻、送十余年彼光任天、光仁天皇御宇<sup>時</sup>宝亀六年<sup>乙</sup>卯暮春三月之天中句第四朝、如宿願遂往生

畢、時青天高晴紫雲斜聳、音楽西聞聖衆東来、端坐頭佢寂然氣絶、面  
色特鮮形容如咲、凡厥平生靈徳臨終之奇瑞、連綿不違羅縷而已、

建長五年<sup>壬</sup>丑 四月廿五日 北京於四条之坊門  
西洞院書写

表書云

当麻寺縁起 付私云以此本大曼陀  
羅堂為修理之勸進帳、沙門

### 三 明通寺縁起

一帖

紙本墨書 折本装 南北朝時代(応安七年)写本  
縦 29.0cm 横 11.8cm 紙数 4枚(14折) (御経蔵第九三箱の中)

明通寺は福井県小浜市にあり、古来若狭国第一の名刹として最も由緒のある寺である。本縁起の成立は奥書にもある如く文永七年十一月であるが、本書の書写は応安七年四月二十五日で、筆写は栄祐である。栄祐なる人物については詳でないが、多分明通寺の僧であろう。本書の書写は前述の如く応安七年で、明通寺縁起としては最も古い写本の一つということが出来よう。従つて参考までに本書の全文をここに紹介することにした。なお巻首には「仁和寺」の墨書と、「仁和寺」の額形朱印がある。句読点は原本には見られないが、便宜上筆者が加えたものである。

(表紙表題)

「明通寺縁起」

坂大將軍鎮守府大納言坂上田村丸本記事、

右明通寺者、若狭国遠敷郡松永庄之内在之、國中無雙之甲峯、三郡超過之靈場也、本仏者十二大願聖客衆病悉除之本誓無誤、脇士者二六神將之忿形惡魔降伏之悲願有恃、故自東自西仰崇依之人、繼踵而勢々、于朝于暮、恭敬合掌之輩交袖而連々、然問其往昔尋彼創者、右近衛大將坂上卿建立伽藍也、所由者、自柏原天皇參賜当国之国司、令知行之間、葛井親王之女春子女御、奉為産生平安之祈禱、誓勝地欲興際伽藍時、國中仁可然地相尋矣、遊行之砌、松永之庄内有一深山号寺谷、山峯聳紫雲日々不異靈山幡宅之塚、曜光明夜々殆淨淨瑠璃之界赫奕、誠仁將軍成恠、行有彼所、効驗揭焉之辺、利益殊勝之柄也、田村丸心中悦喜無極矣、故示此地定伊王靈場、遂以大同五年刀八月八日、建精舍崇尊像料木以欄木作故、号彼寺欄山寺也、最初建立之次第大概如斯矣、一本檀那田邑麻呂大納言事

坂上田邑麻呂大納言者、自前漢高祖皇帝卅八代、自彼漢光武皇帝十(後漢力)九代、自彼漢孝靈皇帝十三代、自彼漢阿智(後漢力)本朝応神天王廿一年率一県日本国即有勅語大和国檜前地居之一名莫智王也、十一代之孫、贈大納言勲二等苜田丸(丸漢力)二男也、委見檜前本、大高祖皇帝提三尺劍有天下、光武皇帝代劉玄更始有国系所記、余來代々(併力)代四海之鯨鯢、九土之風塵者、是非他氏、并見漢印之儀矣

偏在此家而已矣、宝龜十一年近衛將監補、延平十四年任征夷將軍正四位下近衛中將越後守、同年二月兼木工頭、同年十一月叙從三位、同廿二季二月任形部卿、同廿三季正補陸奥出羽按察使、同廿四季任參議、弘仁元季敍正三位任中納言、同季九月任大納言先々兼近衛、大將如願、弘仁二季五月廿三日丙辰奄而薨、干時御季五十四歲、身長五尺八寸、

諸寺緣起四種

胸厚一尺二寸云委事清水寺緣起大、和国檜前本記在之

一 最初建立之後、經一百卅七歲之皇霜、不囹堂舍燒失草、於斯止住

久脩禪門、抛三衣一鉢、仰天伏地、無極悲歎之処仁、遙避一里在深山、自彼山之中、放金色之光明而照、燒失之本堂之跡、僧侶成不想

議之念、相尋光明於行見、在大般石、彼石之上尊像立御坐彼石則今護法天等

岩、干時国司(別筆)改政、欄寺号明通寺、実未曾有之靈仏、不可量之尊像也、更不可勝計者也、嗚呼昔生身如來者、黄金之色身空交梅檀之煙、今木

像尊像者恭白檀之膚、飛免炎上之難矣、故誰人不致歸依、何輩不傾

頭哉、其後一人聖人出来、本堂造立近江国人来迎坊云、老身狐独而可然無

知識、故才木雖貯山林、更無人夫之便、偏此事悲歎之処、大雨頻降、

洪水殆漲之間、本堂之辺憐才木、皆共流留、成聖人悦喜(悦)、國中人民

等見奇特端相、季世遂建立造功畢、建立以後聖人以生身指西方去々云、次

一百廿歲之後、燒亡之難在之、先様本仏更飛不燒事重要、次以建久不注之

季中之比、復炎上之難出来、本尊燒有披露之処、炭燼之中見者、三

十二妙相当煙如殆赤柄檀之尊像、在世難有末代不思議也、見人莫不

成奇特之思、聞者莫不流隨喜之淚、爰以長谷清水之觀音、不免一度

火災之難、当国明通寺薬師不遇三度燒失之難、是実生身之如來法身

之仏也、雖四百七十五季之星霜、旧慈悲猶末代新人中天上殊勝之靈

仏、過現当來無雙本尊也矣、亦聖人出来播州人也本山僧式、彼弟肥前部公云、觀西也

云、皆共尊像行久修練行人也、彼嚴西在弟子但馬房何念云、藍僧

梟惡之身、院主職相統云於斯地頭方不叙用之、然問本仏夜中偷出同

国三方郷月輪寺本堂拳秘之、即時露頭、彼僧難逃自過、終関東六波

羅殿御計、以延応元季春比西国遠流畢此時自柏原天王院宣并縁起、暫已宛仏具経論聖教皆彼僧燒失之(亥)

此間当寺僧侶不住也、可然行者相尋砌、阿闍梨勝賢撰州人也以事便止住

当寺房舎、興隆禪門、相語崇仏法写経論偈、天長地久御願円満奉祈

宝治元年丁未春鎮守権現御殿造建、同二季大鳥居瀦屋建立、人命不定

也、不図建長五季正月廿六日死去歳六十、七歳、彼勝賢阿闍梨弟子四十余

人之中、以阿闍梨頼禪、当寺付属畢、然間頼禪付属以後、所起之堂

舍目錄次第事、

一本堂一字 三間四面一丈二尺間、檜皮葺、用途一千余石、人夫

一二王堂一字 二階樓門 檜皮葺 文永元年甲子四月廿六日建立

一本堂供養 請僧一百口 童舞在之 文永二季九月五日

一二王堂供養 請僧一百口 文永三季正月廿六日

一洪鐘一口 用途八十 余貫文 文永四季三月三日

一三重宝塔 一基尺迦像并普賢像各一 奉安置之、文永七年十月十三日棟上畢

抑以前所修造堂造仏之廻向偈、奉為金輪聖主天長地久御願円満也、  
兼国吏天下、安穩泰平、諸人快樂、当寺繁昌、法界無差故也

文永七年十一月日 注之

正応五年壬辰六月十八日院主権律師頼禪往生撰州溝杭所生々年八十二

歳

干時応安七年甲卯月廿五若州明通寺後谷日光坊書写畢

雖為如鳥跡興隆仏法故也 栄祐

#### 四 和州橋寺勸進帳

一卷

紙本墨書、卷子本、紙背消息 鎌倉時代（弘安六年）写本  
縦 24.0cm （塔中蔵第四四箱の中）

弘安元年（1278）橋寺修造の際の勸進帳の写本である。本文末尾の

日附からも明な如く弘安元年九月に作られたもので、奥書によればこ

の作者は定円であるという。勸進の趣意を述べるに当つて、橋寺の縁

起を記しており、この点において史料的价值が高い。本書によれば建

長年間に覚空上人が当寺の修造を行つたが、半ばにして挫折した。そ

こで弘安元年に至つて再び当寺住侶の間から管作の企が起り、勸進を

行うことになつた。この時修造を計画されたのは食堂、浴室、経蔵、

鐘樓、僧房等であつたようである。この勸進によつて、当寺の修理が

どこまで果されたかは明でないが、鎌倉時代中期の当寺の事情を知る

上で重要である。特に当時の史料は現存するものが極めて乏しく、寺

史を知る上で貴重な史料といつて差支えなからう。しかも本書の書写

は成立後約三ヶ月しか経過していない弘安元年十二月十日で、原本が

知られていない現在、作製と殆ど同時に写された本書の存在は珍重

すべきものである。なお原文には振仮名、送仮名、返点が記されてい

るが、これはすべて省略した。句読点は筆者において加えたものであ

る。巻首に「心蓮院」、巻末に「仁和寺、心蓮院」の長方朱印があり、

表紙、軸は共に後世の修補にかかるものである。



(表紙表題)

「和州橘寺勸進帳定印法印筆」

請蒙十方助成令遂一寺修造狀

副

仏閣僧坊法会等目錄

右八万四千歳之壽域焉、成目五歳濁乱之慈願、九万三千人之得道矣、莫非一人勸化之勝縁、我願既同劫簸極滅之善巧、衆望盡慣頻婆广大之嘉蹤者乎、伏惟当寺者、

推古天皇治馬台之古、救世菩薩在竜楼之世、緯起 叡念、肇拓洪基、清涼中殿之菱花界也、自伝三台宮之風、逸多大土之耀月輪也、未隔六欲天之雲、勝鬘開演之夜、天感降蓮華之瑞、精舍建立之後、俗呼留橘樹之名、本称菩提寺、便是三菩提証得之靈場也、古号仏頭山、寧非千仏頭出現之勝地哉、加以斑鳩太子、種々之亀鏡多納置於斯処、蒼鷹指南片々之鴛瓦、遂掘出於近郭、礼之則大権之昔化不遠、得之亦中興之時至無疑、何唯供僧伽裏衣於那渴國中、甘雨消一天之災、理仏説利函於王舍城外、香燈留百年之光而已哉、凡太子於此示誕応、太子於此転法輪、太子於此斂鬢髮、太子於此安靈像御自作觀音地蔵、二菩薩等也、奇異独秀于四十六箇之伽藍、利益猶盛于六百余廻之曆草、然而雲桶霞軒之構、星霜積兮或有無蘿襟薛衲之栖、荆棘寒兮時来往、々々之客皆掩淚、止往之侶那堪悲、彼嘉禎有本願聖主之靈託、雖仰鑒計於向後、建長有覺空上人之精誠、雖勵營作於其時、莫大之企一半未成、爰住侶等相議曰、不考不鳴、金石之類取喻、無勸無施土木之功、可知、早唱都鄙之知識、宜蒙道俗之助成、因茲載肝要之条、自於別紙述心願之本意於此狀、於

諸寺縁起四種

戲遣音絶兮幾廻隔聞者、勝鬘大会之秋風、真影留兮三昧係係禪者、等覺無垢之勝月、欲興行之無会析料、欲安置之無道場、况復法華不断之転読者、遙憶信勝尼之素意、弥陀相統之称念者遠慕龔謨仏之祐言、転経者寄附之料田已空、念仏者勤行之浄場未構、厥外食堂浴室経藏鐘樓要枢寔繁修營難及、就中僧舍不全、衆園有名弊廬雨滴、倍夏々中之居止尚不安、斜窓風隱長齋々、前之供養又欲闕、若不羨觀音垂跡之跡者、豈可忍我忍等無像之像乎、抑朝野遠近之辨因果、縑素貴賤之值仏法、偏是依太子之方便、誰不報化主之恩德、不報恩者既為人身之底栗車、欲酬德者須治聖跡之阿蘭若、事之極也、理之至也、然則小施非小、聞聚蚊之成雷、輕資勿輕、見積羽之沈舟、但能取頼信之洌固、不可論檀施之多少者也、寺院復旧製者、国家弥安寧、僧侶凝新誠者、君子益歡娛、世行憲章守貴草之十七条人。保遐寿、伴大椿之八千歳、惣令若男若女若出家之輩、悉結一塊一塵一浄土之像、仍勸進如件

弘安元年九月 日 住侶等敬白

弘安元年十二月十日書写之

是定印法制作云々 嚴経

(田中 稔)